

幕藩社会確立期における家族形態の変容

溝 口 常 俊

はじめに

近世村落研究の重要テーマの1つである農民家族に関する研究は、従来多くの研究者によって取り組まれ数多くの業績があげられてきた。とくに、封建的小農民（本百姓）が創出される幕藩社会確立期（17世紀後半）は、家族形態に著しい変化がみられた時期であるがゆえに取り上げられることが多かった¹⁾。

当時の家族構成員の中で数多くみられた被官、名子、抱、門屋、譜代下人、下人等の従属的特殊身分の農民についての吟味がとくに重要視され、その名称と分布を論じた有賀喜左衛門²⁾、伊奈被官の研究を契機として、幕藩制初期村落の地域差を各地の経済発展の差異と政治権力の動向により説明した古島敏雄³⁾、「抱」と本百姓とのかかわり合いを通して幕藩社会の再生産構造を明らかにした大石慎三郎⁴⁾などすぐれた論考が⁵⁾出されている。

こうした研究を通して、幕藩社会確立期における家族形態の変容にかかわる分析の重要性が認識される。しかし従来の研究では、従属農民の変容過程についての吟味が必ずしも充分になされてきたとはいえなかった。

そこで本稿では、甲州巨摩郡西郡筋の西野村の寛文～享保年間に多数残されている宗門帳を資料とし、農民個人の行動を追跡することにより、従来明らかにされなかった農民家族の変容について検討していきたい。

I 対象地域と研究方法

1 対象地域

幕藩制初期村落の地域性は、④荘園体制下での階層的序列が払拭されないまま幕藩制初期村

落の内部にもち込まれた畿内、⑤自立的小農の順調な成長を基盤にして新政治権力が出現し、幕藩体制下の典型的な村落構造が成立する畿内周辺地域、⑥在地領主的支配による賦役収集が残存する経済発展の遅れた九州・関東・東北、その他各地の山間僻地の3地域に大別されることは周知のとおりである（注4）。

本稿で対象とする甲州巨摩郡西野村（現中巨摩郡白根町）は、小農の順調な成長をみた⑥の地域に属す甲府盆地西部の、御勅使川扇状地扇央部に位置する畑作村で、その村高は慶長6年（1601）の292石8斗4升⁶⁾から、寛文9年（1669）の693石7斗⁷⁾へと急増している。こうした石高の増加は、主として荒地の開墾によるもので、甲州の大多数の村で共通した傾向を示すものである。西野村の社会経済構造に関しての詳細は、拙稿2編「御勅使川扇状地畑作農村における行商活動⁸⁾」、「近世における畑作農村の社会経済構造—西野村の在地地主の活動を中心として—」⁹⁾に譲りたい。

2 研究方法

従来のこの種の研究では、時代の一断面を取り、その時点での家族構成の状況を示すだけに留まる研究、あるいは家族構成が変化する前後の二時点間の状況を比較する方法を取っていた。そのため、農民個人の変容、従属農民の独立過程の具体像は必ずしも明確にされたとはいえなかった。その中であって、年次的・量的に残された宗門帳に、歴史人口学的資料としての価値をみい出した速水融氏の分析方法は、農民の行動を追跡して家族復元を行った点において、前近代社会の人口研究に画期的な進歩をもたらした¹⁰⁾。そこで筆者は、速水氏の分析方法を参考にしつつ、農民個人の行動を宗門人別帳の記録を

表1 西野村佐次兵衛家

	寛文6年 (1666)	8 (1668)	11 (1671)	延宝6 (1678)	7 (1679)	8 (1680)	9 (1681)	天和2 (1682)	3 (1683)	貞享2 (1685)
① 佐次兵衛	主56才→	主58 X		母65 X						
② 妻	妻54→	妻56		主, 佐次兵衛35→	主36→	主37→	主37→	主38→	主39→	主42→
③ 伝九郎	子23→	子25→	主28	妻29→	妻30→	妻31→	妻31→	妻32→	妻33→	妻35→
④ 妻	妻18→	妻20→	妻22	(17 さる)子13→		子14→	子14→	子15→	子16→	子, 六郎左エ
⑤ 娘	娘18→	娘20 X		(18 次郎)子8→		子10→	子11→	子12→	子, 次良八13→	子15
				(19 さぶ)子6→		子7→	子8→	子9→	子, 三良10→	子13→
								(20 志も) 娘5→	娘7→	
								(27 五良) 子3→	子5→	
			(3の下人)	a,b	a,c	a,c	a,d	a,e	a,f, ⑧	a,f,h, ①
								(18の下人)	エ	エ
⑥ 伝助	下29→	下31→	門34 X	(11 いぬ)ふ21→	ふ22→	ふ23→	ふ24→	ふ25→	ふ25→	ふ27→
							(24 たん)	ふ31 X		
							(28 ふく)	ふ17→	ふ19→	
							(29 とこ)	ふ5→	ふ7→	
⑦ 五郎右エ門	抱46→	甥48→	従弟51	抱58→	抱59→	抱60→	抱61→	抱62→	抱63→	抱65→
	妻35→	妻37→	妻30	妻39→	妻40→	妻41→	妻42→	妻43→	妻44→	妻46→
				(12 伝之丞)子25→	子26→	子27→	子28→	子29→	子30→	子32→
				(13 つき)娘20→	娘21→	娘22→	娘23→	娘24→	娘24 X	
⑧ 勘左エ門	抱57→	甥59→	従弟62 X	(20 つま)	娘14→	娘15→	娘16→	娘17→	娘18→	娘17→
⑨ 妻	妻39→	妻41→	妻43 X	(21 かめ)	娘16 X					
⑩ 喜右エ門	子25→	子27→	子31 X	(23 十郎)	子10					子14→
				(14 伊右エ門)抱38→	抱39→	抱40→	抱41→	抱42→	抱43→	抱44→
										(14の母)
				(15 市右エ門)抱42→	門42→	門45				
				(16 佐左エ門)門42→	門43→	門44→	門45→	門46→	門47→	門49→
				(22 市左エ門)門45 X						(16の妻) (よし松)
							(25 権十郎)門41→	門44→	門40→	(20 長蔵)

注 1) 主(家主), 抱(抱屋), 門(門屋), ふ(譜代下人), 下(下人)をさす。なお a~z, ア~シはすべて下人(名前は省略)をさす。
 2) X印はその年以降の宗門帳には姿を現わさないことを示す。
 3) 下人の項において, ○印は女性, 無印は男性を示す。

の家族構成の変遷

4 (1687)	5 (1688)	元禄 3 (1690)	11 (1698)	14 (1701)	17 (1704)	宝永 2 (1705)	6 (1709)	正徳 3 (1713)	享保 8 (1723)
主44→ 妻36→ 門18→子20→子21→	主45→ 妻37→ 子21→	主46→ 妻38→ 子22→	主54→ 妻46→ 子30→ (17の妻)妻20→	主57→ 妻47→ 子34→ 子24→子,久兵衛23→子26→ (19の妻)妻16→ 子20→子,理右エ門19 X	主59→ 妻50→ 子38→A 妻23→ 妻16→ 娘18→	主62→ 妻46→ 妻26→A 子26→ 妻17→ 娘19	主66→ 妻44→ 子30→D 妻21→D	父72 X 妻70 X 主47→主,佐次兵衛58 妻36→妻46 (4居跡)居36	
a,f,h,①	a,j,k,①	m,n,②	a,p,③	r,s,④ (17の下人)	u,v,w,x,⑤ オ, ⑥	u,v,w,y,⑥	z,⑦⑧⑨	キ,⑩⑪⑫	サ,⑬
ふ29→ (38八良) ふ21→ ふ9 X 抱67→ 妻48→ 子34→ 娘18→ 子16→ (37七左エ門)子22→ 抱47→ 母61→ (36くり) 門51→ 妻45→ 子4→ 門46→ 子16→	ふ30→ ふ3→ ふ22→ 抱68→ 妻59→ 子35→ 娘19→ 子17→ 子22→ 抱48→ 母63→ 妹38→ 門52→ 妻47→ 子6→ 門48 X 子18 X	ふ32→ ふ5→ ふ24 X 抱70 X 妻61 X 子37→ 娘21 X 子19→ 子24→ 抱50→ 母65→ 妹40→ 門53→ 妻49→ 子8 X 子12→	ふ34→ ふ13→ 抱44→ (12の妻)妻22→ 弟26→ 弟30→ (33の妻)妻19 X 抱57 X 母72 X 妹30→ (38喜左エ門)抱39 X 門60→ 妻56→ 子19→ (39おつた)娘24 X	ふ33→ ふ13→ 抱47→ 妻25 X 抱29 X 抱31 X 妻19 X 母72 X 妹33→ (40八兵衛)抱34→B 門63→ 妻58→ 子18→	ふ36→ ふ16→ 抱50 X 子10 X 抱29 X 抱31 X 妻19 X 母72 X 妹33→ 姉34 X 抱66→C 妻58→ 子21→C	ふ37→ ふ17→ 八右エ門21→ふ25 (41次良) ふ17→ ふ21 X 妻46→ 妻21→D 娘19	ふ61 X ふ17→ 八右エ門21→ふ25 ふ17→ ふ21 X 妻46→ 妻21→D 娘19		

表2 西野村の家

	戸数 (本百姓)	総人口	A 直系	B 傍系	C 下人 (奉公人)	D 譜代 下人	E 抱屋	F 門屋	B+E											
										A	AB	AC	AD	AE	AF					
寛文6年(1666)	30戸	234人	94人	47人	6人	4人	75人	8人	122人											
8(1668)	30	225	93	24	4	7	91	6	115			6							6	1
11(1671)	30	213	76	109	1	9	12	6	121	1	20								13	1
延宝6(1678)	31	275	63	39	12	15	138	8	177			3							7	
7(1679)	31	377	105	57	16	23	164	12	221			3							4	
8(1680)	31	367	97	58	21	19	161	11	219			3							4	
9(1681)	31	359	103	56	17	19	154	10	210			2							5	
天和2(1682)	31	336	109	44	17	22	135	9	179			2							6	
3(1683)	31	395	110	49	32	28	164	12	213			1							7	
貞享2(1685)	31	383	111	53	39	26	140	14	193			2							7	
4(1687)	32	506	133	64	60	24	208	17	272			2	1						6	
5(1688)	32	530	138	34	58	31	254	15	288					1					11	
元禄3(1690)	31	539	131	32	58	33	275	10	307										4	
11(1698)	35	601	128	45	80	24	311	13	350	2	1	1							5	
14(1701)	34	576	137	39	81	31	271	17	310										3	
17(1704)	35	584	140	21	77	28	309	9	330					2					11	
宝永6(1709)	146	605	425	47	90	26	7	10	54	79	20	19	5	2	1					
正徳3(1713)	151	605	456	41	69	25	8	6	49	89	23	21		2	2					
享保8(1723)	157	615	488	25	81	18	1	2	26	104	8	26	2	1	1					

年次的に追跡することによって、家族形態の変容を探ってきたい。

西野村には寛文6年(1666)から享保8年(1723)までに19年分の宗門人別帳が¹¹⁾残されている。その宗門帳に一段高く「一」と打たれている農民とその構成員で表わされるものを一家族とすると、その数は寛文6年に30戸認められ、そのいずれにおいても主家の直系家族に従属する小家族をかかえているという、いわゆる複合家族形態がとられており、やがてその中の従属農民の独立が行われ、享保8年には157戸にまで増加することになる。この間の農民の変容の具体像を示すために、寛文6年の30戸の農家を基にして、それぞれの農家の構成員の変遷をたどる作業を最初に行った。

こうしてできあがった農家の一例が表1に示したものである(紙面の関係上他の29戸の表は省略)。

この表を基にして第二章で西野村全体の戸数、

総人口、直系、傍系、その他従属農民数の変化と、家族構成の変遷の概観を示す。そして第三章で表1の農民個人追跡表を読みとることにより、各種農民身分の吟味を行い、農民の変容過程を考察する。その上で従属農民の独立に際しての要因分析を行う。

II 家族形態の変容

西野村の寛文6年(1666)から享保8年(1723)までの戸数、総人口および直系、傍系、その他従属農民数と家族構成の変遷を示したのが表2である。

戸数の推移において著しい変化が認められるのは、元禄17年(1704)の35戸から宝永6年(1709)の146戸への約4倍もの激増である。寛文6年の30戸は、慶長6年(1601)検地の屋敷持名請人(31名)、および寛永19年(1642)村明細帳の高請百姓(28名)の数とほぼ一致し、西野村の初期本百姓として位置付けられる農民

族 構 成 の 変 遷

家族構成(戸)																抱屋所有	下人所有	譜代下人所有										
AB C	AB D	AB E	AB F	AC D	AC E	AD E	AE F	AB CD	AB CE	AB CF	AB DE	AB DF	AB EF	AC DE	AC DF				AC EF	AD E	AD F	AB CE	AB DE	AB EF	AC DE	AC EF		
		10			1			1		1							1	1			1				21	6	3	
		7			1	1			1								1	1						1	26	4	3	
	1	4	1									1												1	6	1	4	
		13			1						2			1										1	27	4	6	
		12			1	1			1		3			2										2	27	6	9	
		13				1			2		1			1										1	2	27	7	8
1		13						1	1		1			2										1	25	7	6	
1		13		1			1							3										1	27	8	8	
2		10			2				2					1										1	1	27	11	6
2		8			1				1		1			2										3	1	27	12	9
1		5				1			3		2			2										2	2	26	14	12
1		4			4	1			1					3										3	3	28	15	9
2		5			6	3			2		1			3										3	3	28	18	12
1	1	6			7				3		1			3										3	3	28	18	9
2		5		1	7	1			1	3				4	1									3	1	29	24	14
		5		1	5	1			1		1			4										1	1	32	16	11
	6	2			5									3											4	27	19	
3					6									3											2	34	10	
	8				7			1						3											1	33	17	

である(注9)。この30戸前後の戸数がそれ以後40年間、ほぼ固定して保持されてきた。それが元禄17年を過ぎた時点で、従来の従属農民が独立し、彼らが本百姓として認められたため、戸数が激増することになったのである。

人口の推移は戸数の増加傾向と全く異にした傾向をたどる。寛文6年から享保8年の57年間に2.6倍の増加をみせているが、とくに注目されるのが、延宝6年(1678)から同7年の1年間で102人の増加(この間に戸数の変化なし)、貞享2年(1685)から同4年の2年間に123人の増加(この間に戸数は1戸のみ増加)の二時点である。前者の原因としては直系(+42人)、傍系(+18人)、抱屋(+26人)の増加を中心としつつも、下人(+4人)、譜代下人(+8人)、門屋(+4人)といずれも増加している。後者においては、直系(+22人)、傍系(+11人)、抱屋(+68人)、下人(+21人)、譜代下人(-2人)、門屋(+3人)となり、抱屋の激

増、下人の増加が大きく影響している。この抱屋と下人の増加は、それ以後元禄17年(1704)までの総人口増加の大きな原因となっていることは注目され、独立過程にある抱屋農家の人口扶養能力の増加、および農家経営形態上の下人奉公人重視の傾向がそこにかがわれる。

家族構成の変遷をみても、元禄17年までの家族形態は、30戸~35戸のうち直系のみの構成をとるのは寛文11年に1戸、元禄11年に2戸しかなく、7~8割が抱屋家族をかかえているのが特色で、複合家族形態をとっていた様子がうかがわれる。

西野村全体の家族構成員および家族構成の変化の概要は、以上のように明らかにされたが、次に初期本百姓30戸の各戸がどのように家族構成を変えていくかを追跡していきたい。表3に示したのがそれである。

傍系と抱屋は直系と血縁関係にあるという点(詳細は後述)で、下人、譜代下人、門屋は非

表3 西野村初期本百姓の

寛文6年の本百姓と持高	寛文6年の徒属農民の持高	寛文6年(1666)	8(1668)	11(1671)	延宝6(1678)	7(1679)	8(1680)	9(1681)	天和2(1682)	3(1683)	貞享2(1685)
1 作兵衛(26反7畝)	B(1.2) E(2.2)	ABC FF 9	ABCDEF 10	ABCDEF 10	ABCDE 10	ABCDEF 10	ABCDEF 10	ABCDEF 10	ABCDEF 10	ABCDEF 10	ABCDEF 10
2 佐次兵衛(14.8)	E(4.5) E(3.6)	A C E 1 2 11	ABC 11	AB F 11	A CDEF 11	A CDEF 11	A CDEF 11	A CDEF 11	A CDEF 11	A CDEF 11	A CDEF 11
3 八兵衛(14.8)	E(6.3) E(3.6) F(9.7)	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11	A DEF 2 1 11
4 五左=門(14.2)	E(7.5) E(3.5)	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7
5 六右=門(13.9)	E(4.2)	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7
6 源五左=門(13.5)	E(4.9) E(1.9) E(0.3)	AB E 2 1 12	AB E 2 1 12	AB E 2 1 12	AB DE 2 1 12	AB DE 2 1 12	AB DE 2 1 12	AB DE 2 1 12	AB DE 2 1 12	AB DE 2 1 12	AB DE 2 1 12
7 四郎兵衛(13.3)	E(4.6)	AB E 2 1 6	ABC E 2 1 6	AB 2 1 6	AB 2 1 6	AB 2 1 6	AB 2 1 6	AB 2 1 6	AB 2 1 6	AB 2 1 6	AB 2 1 6
8 作右=門(12.9)	F(2.8)	ABC F 1 1 9	ABC F 1 1 9	A 1 9	ABC 1 9	ABC 1 9	ABC 1 9	ABC 1 9	ABC 1 9	ABC 1 9	ABC 1 9
9 権之丞(12.1)	B(3.5)	AB E 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB E 1 6	AB E 1 6	AB E 1 6	AB E 1 6	AB E 1 6	AB E 1 6	AB E 1 6
10 市左=門(11.8)		ABCD 5	A DE 5	A DE 5	A CDE 5	A CDE 5	A CDE 5	A CDE 5	A CDE 5	A CDE 5	A CDE 5
11 七郎兵衛(11.5)	B(8.8) E(5.2)	AB E 1 6	AB E 1 6	AB E 1 6	A E 1 6	A E 1 6	A E 1 6	A E 1 6	A E 1 6	A E 1 6	A E 1 6
12 三右=門(11.2)	E(3.6) E(1.8) E(0.3)	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7	A E 2 7
13 小右=門(9.9)	E(5.8)	A E 1 7	A E 1 7	A E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7
14 弥五左=門(9.7)	F(4.8)	A F 1 6	A F 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB DE 1 6	AB DE 1 6	AB DE 1 6	AB DE 1 6	AB DE 1 6	AB DE 1 6
15 庄右=門(9.3)	B(5.8) E(3.7)	AB E 1 10	A E 1 10	A E 1 10	A E 1 10	A E 1 10	A E 1 10	A E 1 10	A E 1 10	A E 1 10	A E 1 10
16 市郎左=門(9.0)	B(6.5)	AB 1 5	A E 1 5	AB 1 5	AB 1 5	AB 1 5	AB 1 5	AB 1 5	AB 1 5	AB 1 5	AB 1 5
17 又兵衛(8.8)	E(0.1)	AB E 1 2 11	A E 1 2 11	A E 1 2 11	AB E 1 2 11	AB E 1 2 11	AB E 1 2 11	AB E 1 2 11	AB E 1 2 11	AB E 1 2 11	AB E 1 2 11
18 四郎右=門(8.8)	E(0.9)	A CDEF 9	A DEF 9	A DEF 9	A CDEF 9	ABCDEF 9	ABCDEF 9	ABCDEF 9	A DEF 9	A CDEF 9	A CDEF 9
19 勘五兵衛(8.3)	E(5.5) E(5.3) E(4.0)	AB E 1 7	A E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7
20 市右=門(7.6)		AB 1 6	A E 1 6	AB 1 6	A E 1 6	A C E 1 6	A C E 1 6	A C E 1 6	A C E 1 6	A C E 1 6	A C E 1 6
21 八左=門(6.6)	B(4.5)	AB 1 6	A E 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6
22 弥五右=門(5.5)	B(4.1) E(5.3) E(5.0)	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8
23 与一左=門(5.2)	B(2.9)	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6
24 三郎右=門(4.7)	B(2.8) E(7.8)	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8	AB E 1 1 8
25 忠左=門(4.6)	E(6.9) E(5.1)	A E 2 8	A E 2 8	A E 2 8	A E 2 8	A DE 2 8	A DE 2 8	A DE 2 8	A DE 2 8	A E 2 8	A E 2 8
26 二郎兵衛(1.7)	B(1.9) E(5.9) E(1.9)	AB EF 1 9	AB E 1 9	AB E 1 9	ABC E 1 9	ABC E 1 9	ABC E 1 9	ABC E 1 9	ABC E 1 9	ABC E 1 9	ABC E 1 9
27 三郎兵衛(1.2)	F(1.4) E(3.7)	AB E 1 8	AB E 1 8	AB E 1 8	AB DE 1 8	AB DE 1 8	AB DE 1 8	AB DE 1 8	AB DE 1 8	ABCDE 1 8	AB DE 1 8
28 半之丞(1.2)	B(0.1)	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6	AB 1 6
29 清兵衛(?)	B(10.6) B(3.5)	AB 1 4	A E 1 4	AB 1 4	AB E 1 4	AB E 1 4	AB E 1 4	AB E 1 4	AB E 1 4	AB E 1 4	AB E 1 4
30 佐右=門(?)	E(0.1)	A E 1 7	A E 1 7	A E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	AB E 1 7	A E 1 7

注 1) A(直系), B(傍系), C(下人), D(譜代下人), E(能屋), F(門屋)
 2) A~Fの下数字は、主家に従属する農民のうちで妻子をもつ者の数を示す。
 3) A~Fの下数字の○印は、それぞれの構成員が前年度と比べて変化したことを示す。
 4) 各欄の右下数字は、その年の総家族員数を示す。
 5) 家主が相続して変わった場合は、相続者名と旧家主との続柄を最下段に記したくは改名したことを示す。
 6) 備考欄で無印は抱屋から独立、☆は門屋から、●は傍系から、※は直系から独立した家族である。
 7) 農民の持高は寛文4年の検地帳による。

家族構成の変遷

4 (1687)	5 (1688)	元禄3 (1690)	11 (1698)	14 (1701)	17 (1704)	宝永2 (1705)	6 (1709)	正徳3 (1713)	享保8 (1723)	備考 元禄~宝永に独立した 親民の家族構成(員数)
ABCDEF ①① 21	ABCDEF ①①①① 23	ABCD F ①①① 22	ABCDF ①①①① 18	A CDEF ①①①① 20	A DEF ①①① 15	A CD ①① 9	A CD ①① 9	ABCD ①①① 9	子, 宇兵衛6	AB(4) ²
A CDEF ①①①① 28	A CDEF ①①①① 28	A CDEF ①①①① 27	A CDEF ①①①① 22	A CDEF ①①①① 21	A CDE ①①① 22	A CD ①① 11	A CD ①① 10	A CD ①①① 11	A C ①① 4	A(1), A(2), A(3), AC(5)
A CDE ①①① 12	A DE ①① 12	A DE ①① 11	A DEF ①①① 15	A CD F ①①① 13	A CDEF ①①①① 18		A ① 4	A ① 4	A C ①① 5	A(3), A(5), ABCDE(9)
AB DE ①① 12	AB E ①① 12	A E ① 15	A E ① 21	A E ① 24	A E ① 24		A ① 5	A ① 6	A CD ①① 6	A(2), AC(6)
AB E ①① 7	AB E ①① 7	AB E ①① 8	AB E ①① 8	AB E ①① 8	AB E ①① 6		A ① 2	A ① 3	A ① 4	A(1)
ABC E ①①① 20	AB DE ①①① 24	A DE ①① 25	A DE ①① 23	A DE ①① 23	A CDE ①①① 23	A ① 4	A ① 4	A ① 5	A D ①① 8	A(5), A(3), A(4), AB(3), ABD(4), ABCDE(5)
AB ①① 7	A ① 8	A E ① 9	AB E ①① 8	AB E ①① 9	AB ① 9	AB ① 4	A ① 2	A ① 2	A ① 8	A(2), A(4)
A C E ①①① 33	A C E ①①① 36	A C E ①①① 33	A C E ①①① 36	A C E ①①① 39	A C E ①①① 32		A C ①① 6	A C ①① 6	A CD ①① 6	A(1), A(2), A(2), AC(4)
ABC E ①①① 20	ABC E ①①① 20	A C E ①①① 33	A C E ①①① 36	A C E ①①① 39	A C E ①①① 29	A C ①① 6	A ① 4	A ① 5	A ① 6	A(4), A(5), AC(4), AC(7)
A CDEF ①①①① 17	A CDEF ①①①① 19	A CDEF ①①①① 19	ABCDE ①①①① 19	ABCDEF ①①①① 19	ABCDEF ①①①① 23	A D F ①①① 11	A CD F ①①① 10	A CD F ①①① 10	A CD ①①① 13	A(3), A(3), ABCDE(8) ²
A E ①① 14	A E ①① 16	A E ①① 16	A E ①① 17	A E ①① 17	A E ①① 13		A C ①① 3	A ① 3	A CD ①① 9	AB(3), AB(3), AC(5), ABC(4)
		A E ①① 10	A E ①① 9	A E ①① 9	A E ①① 13		A ① 3	A ① 4	A ① 3	A(1), A(2), A(3)
AB E ①① 27	AB E ①① 23	AB E ①① 20	ABC E ①①① 22	ABC E ①①① 13	A E ①① 14	A C ①① 3	A ① 2		A ① 2	
A E ①① 7	A E ①① 6	A E ①① 8	A E ①① 8	A E ①① 9	A E ①① 9		AB ①① 5			A(2), A(2)
ABCDE ①①①① 14	ABCDE ①①①① 12	ABCDE ①①①① 12	ABCDE ①①①① 23	A CDE ①①①① 14	A CDE ①①①① 16	A CD ①① 12	ABC ①①① 15	A CD ①① 11		ACD(8), ABC(8)
AB E ①①① 10	AB E ①①① 12	AB E ①①① 11	AB E ①①① 12	AB E ①①① 12	A E ①①① 16		A ① 3	A ① 4	A C ①① 5	A(2), A(5)
A CDEF ①①①① 40	A CDEF ①①①① 45	A CDEF ①①①① 45	A CDEF ①①①① 42	A CDEF ①①①① 42	A CDEF ①①①① 38	A CD F ①①① 17	A CD F ①①① 13	A CD F ①①① 13		A(2), A(4), A(4), AB(5), AB(8)
A E ①① 17	A E ①① 17	A C E ①①① 19	A C E ①①① 19	A C E ①①① 18	A C E ①①① 15		A C ①① 9	A C ①① 8		A(5), AB(6), AB(4)
A C E ①①① 20	A C E ①①① 20	A C E ①①① 20	A C E ①①① 16	A C E ①①① 14	A C E ①①① 14		A C ①① 8	A C ①① 8	子, 龍石=門8	A(1), A(2), AB(5), ABC(4)
ABC E ①①① 17	ABCDE ①①①① 17	ABCDE ①①①① 15	AB DE ①①① 18	A E ①① 21	A E ①① 19	AB ①① 5	A ① 5	A ① 4		A(2), A(2), A(3), AB(5), AC(5)
ABC E ①①① 29	ABC E ①①① 28	ABC E ①①① 24	AB E ①①① 25	AB E ①①① 27	AB E ①①① 27		A C ①① 5	AB ①① 4	A ① 2	A(1), A(3), A(3), A(4), AC(5), AC(5), AC(7)
A E ①① 11	A E ①① 10	A E ①① 12	A E ①① 12	A E ①① 17	A E ①① 15	A ① 2	A ① 2	A ① 2		A(4), A(4), AB(2), AE(4)
A DE ①① 9	A E ①① 11	A DE ①①① 11	A DEF ①①① 12	A DEF ①①① 14	A EF ①①① 11		A ① 4			A(2), AC(4)
AB E ①①① 20	ABC E ①①① 21	A C E ①①① 25	A C E ①①① 22	A C E ①①① 22	A C E ①①① 19					A(4), AC(3), AC(4), ACD(9)
ABCDE ①①①① 20	A CDE ①①①① 19	ABCDE ①①①① 20	AB DE ①①① 18	AB DE ①①① 20	A DE ①①① 12		AB ①① 3			AB(3), AB(2), ABCD(6)
AB ①① 10	AB ①① 11	AB E ①① 12	AB E ①① 11	AB E ①① 19	A C ①① 10	A C ①① 10	ABC ①①① 9	A ① 3		
A E ①① 20	A E ①① 19	A E ①① 19	A E ①① 17	A E ①① 18	A E ①① 17	AB ①① 3				A(3), A(3), AC(6)

表4 西野村初期本百姓の家族構成の
主要変化パターン

	寛文6年 (1666)	寛文7～ 元禄17	宝永6年 (1709)	家番号 (表3)
I	A X Y	A X Y	A	③
			A Y	①②
II	A X Y	一時的に A X	A	⑧
			A Y	⑩⑬
III	A X	一時的に A X Y	A	④⑥⑦⑨⑬⑮
			A Y	⑭⑯⑰⑱⑲
IV	A X	A X	A	⑤⑪⑫⑰⑲⑳ ㉓
V	A X	A X	A X	⑮⑰⑳
		A X Y	A X Y	⑯㉓
VI	A X	A→消える		㉔㉕
		一時的にA X Y→ 消える		㉖㉗

(注1) A (直系), X (傍系+抱屋), Y (下人+譜代下人+門屋)

血縁の労働力として1つにまとめられるので、家族構成要素を、A (直系), X (傍系B+抱屋E), Y (下人C+譜代下人D+門屋F)とし、比較時点を寛文6年(1666), 寛文7年(1667)～元禄17年(1704), および宝永6年(1709)の三時点におき、その間の変化を表4で示した。

ここで最初に指摘しておくべき特色は、30戸すべての農家が、元禄17年(1704)までは抱屋か傍系をかかえていたという点である。この点を念頭において、以下の検討に移りたい。

寛文6年時点でA X Y形態をとるのが6戸あり、そのうち3戸は途中1度もその形態をくずさず、宝永6年に傍系、抱屋をなくしたA Y, またはAとなったIタイプ, 途中YをなくしたA X形態を一時的にとりA Y, またはAとなったIIタイプ3戸に分けられる。この中でIタイプの3戸は旧本百姓の中でもとくに有力で、寛文検地時での上位1, 2, 3位の耕地保有者であることが特筆される。絶えず傍系か抱屋をかかえつつ、一方において下人か譜代下人を従え

ての農家経営を行っていた様子がうかがえる。

さて、最も一般的な形態変化を示すのが、最初の時点で傍系か抱屋をかかえ、途中で下人や譜代下人を一時的に従え、宝永6年には抱屋を解放して直系のみのA, もしくは下人や譜代下人を残したA Yの家族構成をとったIIIタイプで11戸, それとほぼ同傾向を示すのが、途中で下人, 譜代下人をかかえず、当初の形態を保ちつつ、宝永6年には直系のみの家族構成をとったIVタイプで6戸数えられた。それに対して、元禄17年まではIII, IVタイプと同じ変化をして、宝永6年に傍系を残したのがVタイプで5戸認められた。その他として途中で追跡が不可能となった家が4戸あったが、そのいずれもそれ以前の家族構成は、抱屋をかかえた構成を示していた。

このように、元禄17年までの旧本百姓層の家族は、その中に傍系もしくは抱屋をかかえた家族形態を示していたことが明らかにされたわけであるが、そこに現れる傍系、抱屋の多くは妻子をもち、中には兄弟、譜代下人、下人等をかかえた小家族を形成していたのである。その小家族数が、表3の各農家の各年代ごとの各農民身分A～Fの下に示してある。そこで第1に指摘されるのは、不明4戸を除いた26戸の旧本百姓のうちで、寛文6年～元禄17年の38年間、従属する小家族をもたなかった家はなく、逆に1年も欠かさずもち続けた家は19戸にも及ぶことである。途中で不明になった4戸も、宗門帳に現れている間は従属する小家族をかかえていた。それ故、30戸の旧本百姓はいずれも複合家族形態をとる大農家といえよう。第2に、彼ら大農家がかかえる小家族数は1戸だけではなく複数に及び、しかもその数が年をおって増加していることである。例えば、四郎右エ門家は寛文年間には単身の抱屋しかもたなかったけれども、延宝6年(1728)に一挙に6小家族をもち、さらに天和2年(1682)には9戸、以後元禄17年まで8～9戸をもち続けた。これは、初期において単身者が多かった傍系および抱屋が、妻子等の家族をもつようになってきたからである。

したがって、1戸の大家族がかかえる総家族

数も、30戸いづれにおいても増え続け、例えば前記と同様四郎右門家では、寛文6年9人、延宝6年20人、天和3年33人、元禄17年38人となっている。

以上のように、元禄17年まで長く複合家族形態をとってきたのが一変するのが、翌年の宝永2年(1705)である。この年の宗門帳が一部欠けていたため、宝永6年(1709)のもので検討すると、追跡できた26戸中実に23戸までの農家において、複合家族形態が分解しているのがわかる。そのうち直系のみで構成される家族形態をとるに至ったのは13戸に及び、以前から譜代下人、下人をかかえる農家が継続して、それらの従属農をかかえた家族形態をとっていた。

複合家族が分解したのは、大家族にかかえられていた傍系家族や抱屋家族が、独立して新たに本百姓になったためであり、それらの中で追跡できたもの83戸のうち、直系のみ(A)の家族形態をとるのが最も多く45戸、直系+下人(AC)形態をとるのがそれに続き14戸、直系+傍系の単身者(AB)の形態は12戸、その他直系+抱屋(AE)形態が2戸、ABC形が3戸で、残りは少なくとも1人は譜代下人をかかえるABD形(1戸)、ACD形(2戸)、ABCD形(2戸)、ABDE形(1戸)、ABCDE形(1戸)となっている。その中で複合家族形態をとるのは、庄兵衛家(以前の八兵衛家)から独立した喜右門家、新兵衛家(以前の勘五兵衛家)から独立した弥平次家、および二郎兵衛家から独立した戸右門家の3戸を数えるに留まる。

以上のように西野村の農民の家族形態は、元禄17年(1704)の複合家族形態から、翌宝永2年(1705)の核家族およびそれに単身の直系、傍系、従属農をかかえる小家族形態に変容した。これは宝永2年に、旧本百姓の大家族にかかえられていた従属農の小家族が、一人前の本百姓として認められたことを示し、そのため宗門帳上での戸数が激増する結果になったのである。

それでは、彼ら従属農がいかなる過程を経て独立していったのか、次章において検討していきたい。

Ⅲ 従属農民の独立過程

1 従属農民の性格

当時の西野村には抱屋、門屋、譜代下人、下人の4種の従属農民が存在していた。彼らの性格について概観しておきたい。

①抱屋：抱屋は、大石慎三郎(注5)、橋本玲子、齋藤博ら先学の指摘するところによると、文字通り主人にかかえられ、独立した経営主体になりえていない者で、その発生において、中世的色彩の強い譜代下人や門屋と違って、近世的起源をもつ者である。すなわち、近世農村の初期開墾による村落規模拡大と、自然災害による永荒地の再開墾の動きの中で、抱屋は最初の請人となった初期本百姓にかかえられ、やがて独立した本百姓になっていく者である。

抱屋の血縁関係については個々の村落によって違いがみられ、信州諏訪郡中村(注12)では家主の血縁、飛騨益田郡の諸村では非血縁、信州北佐久郡五郎兵衛新田、同八幡町村(注5)、甲州巨摩郡長沢村(注12)では血縁・非血縁に関係ないと報告されている。西野村の場合は宗門帳上の農民の肩書から察すると、原則として血縁関係にある傍系の農民であることがわかる。例えば、寛文8年(1668)の佐次兵衛家の例をとれば、「一、佐次兵衛抱 五郎右衛門儀甥 = 而……」とある。このように家主と血縁関係にあることが説明されたのは、同宗門帳での抱屋総数57人のうち55人で、甥、伯父にあたるのが各21人、弟が11人、そして兄が2人であった。残る2人のうち無記名の1人を除いて他の1人は、非血縁の門屋身分から抱屋身分に上昇した者である。こうした例は量的には少ないが、本百姓への独立過程の一例として注目しておく必要がある。

ところで抱屋は、検地帳との照合によると家持ちであると同時に、耕地も所有できる身分である。この点において他の従属農民と区別され、彼らよりも上位の農民として位置付けられるのである。

②門屋：門屋について、宗門帳上では、家主

に身分的に隷属している点以外ははっきりとその性格はつかめない。しかし、西野村の名主・長百姓を代々つとめてきた佐次兵衛家の子孫である中込虎一氏によれば、門屋は抱屋のように家主との血縁的なつながりはないが、いわゆる門筋と称して大百姓の家に従属して、単に主家の農業・商業経営の助成をするばかりでなく、諸々の警備にあたることを任務とした者であろうとしている。また斎藤博は、北巨摩郡長沢村の調査を通して、譜代下人は近世的従属農民の身分格式としては従属度の最も高い階層であり、門屋がそれに続くとし、門屋は一種の小屋住みであり、彼らの子女が本百姓の譜代下人になっている場合もあるとしている。西野村では、このような門屋の数は各年10人前後みられるにすぎず、元禄14年(1701)の17人をピークに減少し、享保8年(1723)には2人になり、以後抱屋と同様に全く姿を消している。

③譜代下人：譜代下人の性格は一般に次のようなものとされている。すなわち藤田五郎によれば、中世的家内賦役労働者であり、一生涯を通じて主人に対して労働力を提供し、主人から扶持として生活資料をもらうのを原則としている¹⁵⁾。また大石慎三郎は、五郎兵衛新田村で、没落し年老いた何の経済力もない人物に4人もの譜代がついていることを示し、譜代というものが人身的な隷属性を強くもっていることを感じさせるとしている(注5；123頁)。

こうした一般的見解に対して、西野村の以下の事例は、幕藩社会確立期において譜代下人の性格が変化していく様子を示している。表1で示したように、佐次兵衛家の譜代下人は寛文6年(1666)から享保8年(1723)の間に延べ6人認められた。しかし、そのうち終身隷属的な性格を示しているのは、⑩いぬ(21~61才)1人のみで、他の5人は⑭たん(31才時のみ)、⑮ふく(17~24才)、⑯とこ(5~9才)、⑰八良(3~25才)、⑱次良(17~21才)といずれも短期間、しかも比較的若くして佐次兵衛家から姿を消している。こうした傾向は、佐次兵衛家以外の譜代下人所有農家12戸すべてにおいて

も共通してみられた。その紹介は省略するが、表3において、それら譜代下人(D)所有農家の家族構成をたどっていくと、譜代下人の構成人員が前年次と全く同じ状況を示すことよりも、むしろ異なった構成(Dの下に○印がついてある場合がそうである)をとる場合が多いのが目につく。同じ農家において、このように年次によって次々と譜代下人の顔ぶれが変わるといことは、先の佐次兵衛家の具体例と合わせて、それだけこの時期において譜代下人の中世的な終身隷属的な性格は薄れて、短期従属的な、いわば近世的譜代下人像が浮び上がってくるのである。18世紀には大多数の近世村落において、消えゆく運命にある譜代下人の性格は、その直前の17世紀段階においては、従来通説とされてきた大石氏等が述べるような終身隷属的な性格をもつ者はむしろ例外的であり、ここで示したような短期従属的な性格をとる場合の方が一般的であるように思われる。

④下人：宗門帳に「一、同人下人市兵衛義ハ当村惣兵衛子午ノ暮申之暮迄三年記召招申候……」(寛文8年)とあるように、下人とは労働の有償の提供に基づく雇用労働力としての年季奉公人のことである。西野村をはじめとする甲州各村の下人の年令、性別、移動等の属性についてはすでに発表済みであるので、ここでは幕藩社会確立期において、あらゆる身分の農民がそれぞれの状況に応じて奉公の経験をしていることを指摘しておきたい。すなわち、たとえ旧本百姓の家でも家計が怪しくなり没落していく過程にあるものは、その傍系、子女を奉公に出しているし、従属農民である抱屋、門屋においては、自分の家族を養うためには当然のことながら、家族の一員を奉公に出さねばならなかった。一方、奉公に出された本人の中には、奉公先で忠勤することにより門屋身分、そしてやがては新期本百姓身分に上昇していくものもみられた。

2 従属農民の独立過程

①旧本百姓を相続して独立した場合
最初に、複合家族の家主(旧本百姓)がどの

ように変化相続されていくのか追跡していきたい。表1の佐次兵衛家の場合を例として示そう。寛文6年(1666)の家主佐次兵衛(56才)は同11年(1671)には消え、その年から長男の伝九郎(28才)が後を継ぎ、延宝6年(1678)に佐次兵衛を襲名し、宝永6年(1709)66才になるまで家主をつとめた。その後、正徳3年(1713)には長男の六左衛門が家主となり、享保8年(1723)に佐次兵衛を襲名した。このように家主の相続に注目して整理すると、佐次兵衛家の2回の相続のように長男が相続する場合は最も多く、旧本百姓でこの期間に相続が行われた27戸の延べ39回の相続のうち、24戸・27回がこの形をとった。この他に、後家が後を継ぐ場合2回を除いた、9戸延べ10回のケースは弟が4回(四郎兵衛家宝永2年、四郎右_ヱ門家天和2年、八左_ヱ門家元禄14年、半之丞家元禄17年)、抱屋が3回(六右_ヱ門家延宝6年、作右_ヱ門家元禄11年、与一左_ヱ門家天和2年)、叔父が2回(又兵衛家元禄17年、勘五兵衛家寛文11年)、兄が1回(半之丞家延宝6年)と傍系および抱屋が相続しており、これはすなわち従属農の独立を意味することであり、大量に新本百姓が創出された宝永期以前に、すでに旧本百姓の後を継ぐ形で独立していたことは注目されよう。その際、相続前の家主は新家主の成立後には死亡等の原因で姿を消している場合が多いが、中には次のように新家主のもとに逆に従属農として残存する場合もある。例えば、寛文11年(1671)の家主半之丞(49才)は、弟喜兵衛(47才)が延宝6年(1678)に新家主となったため、兄としてかかえられることになった。また、延宝9年(1681)の家主佐五右_ヱ門(41才)は、抱屋平兵衛(61才)の子市右_ヱ門(32才)が天和2年(1682)に独立したため、逆に抱屋として従属農の位置に転落した。

②新期本百姓の創出

前述のように元禄17年(1704)から宝永6年(1709)の間に戸数(本百姓数)が35戸から146戸に増加しており、少なくともその増加分の111戸の新期本百姓が創出したことになる。

この新しく生み出された本百姓の前身の身分は、ほとんどが抱屋であった。旧本百姓26戸(寛文6年から元禄17年まで継続した戸数)のうち、元禄17年において抱屋を従属させていた農家は25戸であり、そのうち23戸において延べ71の抱屋が宝永6年には独立していったのを追跡できた。その家族構成は表3に示したとおりである。この他に家主の直系、傍系、門屋が独立していったのを2戸ずつ確認できた。

表1の佐次兵衛家の新期本百姓の創出状況を具体例として示しておこう。直系として長男の④六郎左_ヱ門が妻を連れて宝永2年(1705)に本家から独立するが、これは一時的なもので父の死後の享保8年(1725)には本家の後取りにおさまっている。同じく直系の次男⑩久兵衛とその妻は、やや遅れて正徳3年(1713)に新たに下人1人を雇い入れて独立している。次に抱屋の八兵衛は、元禄17年(1704)には姉のくりをかかえていたが、宝永2年には姉を放出し、新たに妻を嫁とり独立している。最後に長く門屋身分であった佐左_ヱ門は、独立直前の元禄17年に抱屋身分に昇格し、妻と子を連れて宝永2年に独立を果している。

この最後の例のように新期本百姓が創出されていく過程において、従属農民間の身分の移動も相当行われた。それ故、前節で述べた各従属農民の性格も絶対的なものではなく、その性格を変えつつあったものとみなすことができよう。譜代下人が終身隷属的な性格ではないことは前述のとおりであるし、次のように年季奉公人として他家へ赴いている例もいくつか確認できた。例えば、延宝9年(1681)八良左_ヱ門の下人(奉公人)五右_ヱ門23才は庄右_ヱ門の譜代下人とあるし、貞享5年(1688)次良兵衛の下人伊右_ヱ門39才は権兵衛の譜代とある。

次に、下人が門屋に上昇して独立していく例を紹介しよう。寛文6年(1666)当時四郎右_ヱ門の下人であった伊兵衛32才は、三年季の奉公を無事終えて同家の門屋に昇格して残り、延宝6年(1678)に弥右_ヱ門と改名して妻(31才)をもらい、貞享4年(1687)には九十郎(19

才)とよしま(10才)の子供が加わり(延宝6年段階では実際に子供が存在していたけれども、宗門帳には記載されていなかった)、宝永2年(1705)に新期本百姓として独立している。

門屋から抱屋に上昇する例は先に示したが、逆に、延宝6年に抱屋であった市右_ヱ門24才のように翌年門屋に降格している者もある。また、元禄11年(1698)作右_ヱ門の抱屋吉右_ヱ門25才は、元禄14年(1701)には「吉右_ヱ門義病人ニ而当月より乞食に罷出し」とあり、妻(38才)も府中遠光寺七郎兵衛の借屋になった。このように一家が離散してしまうものもみられた。

以上のように、従属農民間の身分の上昇、下降を経験しながら、結果的に本百姓の独立化がなされていくのである。

3 従属農民独立の背景

①耕地の確保

西野村寛文4年(1664)検地の総耕地面積は88町7畝(693石7斗余)で、これは慶長6年(1601)と比べて面積で6町8反、石高で401石の増加を示している。わずかに60年たらずの間に石高においてこのような増加をみせたのは、慶長年間の永荒地分45町余が開墾され課税対象地となったからで、この荒地の開墾に抱屋等の従属農が大きく関与して、自らの経済的基盤を確保していった。また彼等の土地開発に対する意欲はすさまじく、寛文6年(1668)の徳島堰開通¹⁷⁾によって公儀の命で企画された開発の際には36人の抱屋が参加しているし、¹⁸⁾貞享4年(1687)の新田検地帳には14人の抱屋とともに門屋、譜代下人各1人ずつの名がみられた。また、延宝7年(1679)の宗門帳において、本百姓長兵衛の弟孫右_ヱ門が飯野新田へ百姓仕候とある。徳嶋堰開通によりでき上がった新田村の開墾に携わったものと思われる。

さて、寛文4年(1664)の検地帳と同6年(1666)の宗門帳を照合すると、旧本百姓(家主)28人の耕地面積は作兵衛26反7畝が最高、半之丞の1反2畝が最低で(表3)その平均は9反9畝を示す。それに対して従属農(傍系13、抱屋32、門屋5)のそれは、最高が清兵衛の弟

半兵衛の10反6畝で最低が又兵衛の抱屋基之丞の1畝、平均は4反1畝である。家主の優位性が認められるものの、従属農の中には、例えば三郎右_ヱ門(4反6畝)の抱屋基兵衛(7反8畝)や忠左_ヱ門(4反6畝)の抱屋与五左_ヱ門(6反9畝)、長左_ヱ門(5反1畝)のように家主をしのぐ従属農もでてきており、独立に際しての土地保有上の経済的基盤はほぼ整っていたということができよう。

②商業的基盤

以上のように、耕地の確保が新期本百姓創出の大きな経済的基盤となったのは事実である。大石慎三郎も近世百姓が自立・成長する背景には、新たな耕地の大量造出があるといういわゆる新田理論を提唱している(注5)。こうした見解は従来定説となっており、筆者も根本的には同感である。しかし、土地拡大という経済的基盤の充実のみに注目するあまり、それ以外の要因についてはほとんど問題にされてこなかったのも事実である。

筆者は、耕地の拡大のみが独立の背景にあるのではなく、商品経済の浸透が進み、農民の手による商いが想像以上に大きな役割を果たしているのではないかという点を強調し、以下においてその証拠となる事例を示すことにしたい。

これも、連続する宗門帳を並べて農民個人を追跡していくことにより明らかになったのであるが、表5で示したように抱屋や門屋が独立する過程において、しばらく商いを先行し独立する直前に百姓をを行うと記されるまでに、変化している者が何人かみられた点に注目したい。徳左_ヱ門の抱屋助之丞の例を示せば、宗門帳に次のように書かれている。元禄11年(1698)では「助之丞義当村生之者ニ而徳左_ヱ門抱屋ニ罷有商仕罷有候」、それが元禄14年(1701)には「助之丞義当村生之者ニ而徳左_ヱ門抱屋ニ罷有御百姓仕罷有候」となっている。

実際に当西野村は前稿(注8)でも示したように行商活動が盛んな村であり、農民が手軽に商いし得た環境にあったわけで、このような宗門帳上での記載も納得できるものであった。し¹⁹⁾

表5 従属農民の新期本百姓への独立前における「商売」経験

	元禄3 (1690)	同 11 (1698)	同 14 (1701)	同 17 (1704)	宝永2 (1705)
助之丞 (徳左=門抱屋)	商45才→	商53 →	百53 →	百56 →	独立 57
源之丞 (")	商42 →	百46 →	百49 →	百52 →	独立 53
三郎左=門 (")	商58 →	商65 →	百58 →	百71 →	独立 71
十右=門 (清左=門抱屋)	商52 →	商59 →	商62	……………→	独立 68
市右=門 (")		商25			
武左=門 (市之丞抱屋)	商47 →	商55 →	商57 →	百53 →	独立 54
茂兵衛 (")	商49 →	商57 →	商47 →	百50 →	独立 51
祖右=門 (")	百59 →	商67 →	百70……………	……………→	独立 23
金左=門 (伊右=門門屋)	商46 →	商53 →	商56 →	商59	
弥右=門 (重郎兵衛門屋)	商57 →	百64 →	商68 →	百70 →	独立 71
九郎兵衛 (")	商50 →	百57 →	百60 →	百62 →	独立 63
太郎兵衛 (")	商51				
八郎右=門 (")	商28				

注 1) 商(宗門帳に商仕候と記されていた者), 百(宗門帳に百姓仕候と記されていた者)

注 2) 空欄は追跡できなかったことを意味する。

注 3) 宝永2年の祖右=門は元禄4年までの祖右=門の息子。

かしながら、こうした独立前の商業活動は西野村のみにおいて特有のものではなく、筆者が全く同様の資料を用いて分析した甲州巨摩郡逸見筋上神取村においても認められた²⁰⁾。

かくして、独立前に行われる商いは、ある程度近世村落に共通して、独立する際の経済的基盤に少なからずなり得たのではないかと考えられるのである。

むすび

幕藩社会確立期(17世紀後半)における家族形態の変容を、甲州巨摩郡西郡筋西野村を事例として、農民個人の経歴を追跡することにより明らかにしたのが本稿である。分析資料として用いたのは寛文6年(1666)から享保8年(1723)までの20冊の宗門帳である。以下、分析結果として特筆される点を要約してむすびにかえたい。

寛文6年(1666)から元禄17年(1704)までの家族形態は、初期本百姓(約30戸)を家主(宗門帳の筆頭人)とし、それぞれに傍系、抱屋、門屋の小家族、および譜代下人、下人等の従属農がかかえられた複合家族形態をとって

た。それが宝永2年(1705)に入ると同時に、宗門帳の上で、抱屋を中心とする従属農民が独立して新期本百姓に取り上げられるのが認められた。そのため、西野村の戸数は一挙に150戸近くに増えたことになり、家族形態も直系の核家族形態中心に一変した。

こうした家族形態変容の過程において、従属農民の性格がきわめて近世的なものに変わってきていたことが特筆される。すなわち、抱屋、門屋の耕地確保という点での経済的基盤の拡充が認められたこと、また最も中世的色彩が強く隷属度が高いとされてきた譜代下人の性格が、生涯かかえられる長期従属的性格から、数年間の短期従属的性格に変質してきており、しかもその多くが下人として他家に奉公に出ていることが明らかにされた。

また、抱屋が旧本百姓の後を相続する場合、門屋が抱屋に上昇し新期本百姓として独立する場合、下人が門屋になりさらに新期本百姓として独立していく場合など、従属農民身分を転換させながら独立していく過程が追跡された。

最後に、従属農民が新期本百姓として独立していく背景には、従来から指摘されてきた耕地

の確保という点だけでなく、抱屋や門屋が独立する前に宗門帳の肩書に「商仕候」と記されていたように、商業活動による力がかなり大きく作用していたのではないかとの例証を得た。

(富山大学教養部)

〔注〕

- 1) 葉山禎作「封建的小農民経営の分立期における家族形態」家族史研究3, 1981, 20~39頁
- 2) 有賀喜左衛門『日本家族制度と家制度』河出書房, 1943
- 3) 古島敏雄『徭役労働の崩壊過程—伊奈被官の研究』育生社, 1938
- 4) 古島敏雄『近世日本農業の展開』東京大学出版会, 1963
- 5) 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』御茶の水書房, 1968
- 6) 「慶長年間甲斐国四郡古高帳」山梨県立図書館所蔵
- 7) 「西野村寛文9年年貢皆済帳」白根町中央公民館所蔵
- 8) 溝口常俊「御勅使川扇状地畑作農村における行商活動」人文地理28—2, 1976, 27~56頁
- 9) 溝口常俊「近世における畑作農村の社会経済構造—西野村の在地地主の活動を中心として—」人文地理31—2, 1979, 1~20頁
- 10) 速水融・内田宣子「近世農民の行動観察—濃州西条村の奉公人—」徳川林政史研究所『研究記要』1971, 217~256頁; 速水融・安元稔「人口史研究における Family Reconstitution」社会経済史学34—2, 1968, 1~36頁; 速水融「近世濃尾地方農民の人口学的観察—四六〇〇組の家族復元を通じて—」徳川林政史研究所『研究記要』1980, 286~317頁
- 11) 白根町西野の中込虎一氏所蔵
- 12) 橋本玲子「近世村落の成立」(『日本経済史大系3・近世上』東京大学出版会, 1965) 30~348頁
- 13) 斎藤博「近世甲州農村の形成と農民の身分格式—下人・譜代下人・抱屋・門屋・本百姓をめぐって—」甲斐史学17, 1962, 1~19頁
- 14) 坪内庄次「近世飛騨国益田郡日和田村・小日和田村の人口分析」高山短期大学研究紀要第5号, 1982, 19頁
- 15) 藤田五郎「江戸時代における商品生産(「小資本」範疇)の発展方向について」日本史研究11, 1949, 2~17頁; 山口徹「封建社会における雇用労働」(市川孝正, 渡辺信夫, 古島敏雄『封建社会解体期の雇傭労働』青木書店, 1961) 25頁
- 16) 溝口常俊「近世甲斐国における奉公人の移動に関する研究」人文地理33~6, 1981, 1~24頁
- 17) 三枝善衛『徳嶋堰』地方書院, 1959
- 18) 「寛文8年新田開発手形」中込虎一氏所蔵
- 19) 天文10年(1541)武田家から西野村を含む原七郷の農民に「野売り免許御朱印」が出されていた。また、天保4年(1833)西野村明組帳に「一、臨時作物 木綿 蓆 柿所々江売出申候」とあり、近世を通じて行商活動が盛んであった様子がうかがわれる。
- 20) 上神取村の宗門帳(山梨県立図書館所蔵)での添屋(西野村の抱屋にあたる)は独立前に商いや小作百姓を多くしていた。例えば、弥兵衛の弟(添屋身分)の三郎右=門は寛文9年(1669)に「商仕候」と記されていたのが、同11年に独立した際には「百姓仕候」となっていた。商いの内容は定かではないが、甲斐国志に馬数匹とあり、信州佐久街道での中馬稼ぎが行われていたように推測される。

Changes in the Composition of the Farming Family in
the Early Tokugawa Period

Tsunetoshi MIZOGUCHI

The purpose of this article is to clarify the nature of the changes in the composition of the farming family in the early Tokugawa period. In Nishino village in the former Koshu Province (now Yamanashi Prefecture), the author was able to obtain a long series of the *Shumoncho* or religious registers, providing the names and ages of individuals and the composition of their households. By tracing the records of the individuals listed in the *Shumoncho* from 1666 to 1723, the following results were obtained.

Before 1704, the number of the *honbyakusho* (independent farmer) households was about thirty, and all of them had other households subject to them. These were *kakaeya*, most of whose members had ties of kinship with the *honbyakusho* and owned their own land and house. Also dependent on some of the *honbyakusho* were *kadoya* households (here there was no kinship; these households owned the land their houses stood upon, but not the houses themselves), or *fudai-genin* (again, no kinship was involved; these households were almost totally subordinate to the *honbyakusho*) or *genin* (apprentice or servant) households.

In 1705, formerly subordinate households attained independence and hence, many new *honbyakusho* households came into being. Consequently, the composition of the farming family, from being a highly complex unit, became a simple nuclear one. The status of some of the subordinate farmers also underwent a change. For example, a number of *kadoya* became *kakaeya* households, while some of the *genin* became *kadoya* households. Many *fudai-genin*, originally doomed to life-long serfdom to *honbyakusho*, became short-term serfs. Incidentally, almost all subordinate farmers experienced working in *honbyakusho* households as *genin* or servants.

In order to gain their independence from the *honbyakusho* and to become, themselves, *honbyakusho*, the subordinate farmers needed to strengthen their economic base. To accomplish this, they not only took part in cultivating waste land, but also pursued various commercial activities, thus augmenting their income.